

相続業務価格表(税抜き価格)

I 基本料金(着手金) 200,000円

- ・ 財産評価を行い、結果的に税務申告が不要の場合にも頂戴致します。
- ・ 財産評価を行い、税務申告を要する場合は、下表の申告書作成料を頂戴致しますので、この基本料金はその申告書作成料に充当致します。

II 申告書作成料

- ・ 相続財産の金額(みなし相続財産を含んだ金額)に、下表の%を掛けた金額となります。但し、5,000,000円を上限といたします。

相続財産額	%	相続財産額の例	申告書作成料
～5千万円	1	例えば 5千万円	500,000円
5千万円 ～1億円	0.8	例えば 1億円	900,000円 {500,000+(1億-5千万)×0.8}
1億円 ～2億円	0.6	例えば 2億円	1,500,000円 {900,000+(2億-1億)×0.6}
2億円 ～3億円	0.5	例えば 3億円	2,000,000円 {1,500,000+(3億-2億)×0.5}
3億円 ～5億円	0.4	例えば 5億円	2,800,000円 {2,000,000+(5億-3億)×0.4}
5億円 ～10億円	0.3	例えば 10億円	4,300,000円 {2,800,000+(10億-5億)×0.3}
10億円超	0.2	例えば 15億円	5,000,000円 {4,300,000+(15億-10億)×0.2}=530万>500万

注① 相続財産額は、小規模宅地や広大地評価などの評価減額の適用が有る場合は、評価減額前の価額とします。

注② 不動産の評価で、評価単位(評価物件)が2件以上ある場合は、申告書作成料とは別に、評価実費として10件までは1件あたり8万円を、10件以上は1件あたり5万円を頂戴致します。

元年10月 改訂